

1. 会合名	「投資勧誘のあり方に関するワーキング・グループ」(第38回)
2. 日 時	平成28年4月22日(金)午後3時30分～4時20分
3. 議 案	<p>1. 高齢顧客への勧誘による販売に係るガイドラインにおける「約定結果の確認・連絡」の見直し提案について</p> <p>2. 「インターネット取引における自主規制のあり方に関する懇談会」を受けた対応(インターネット取引に関するQAの明確化)について</p> <p>3. その他</p>
4. 主な内容	<p>1. 高齢顧客への勧誘による販売に係るガイドラインにおける「約定結果の確認・連絡」の見直し提案について</p> <p>「約定結果の確認・連絡」の見直し提案に関する意見照会結果及び当該結果を受けた今後の対応案について、事務局より資料1のとおり説明を行った。その後、大要以下のとおり意見交換が行われた。</p> <p>(主な意見等)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 高齢顧客への接触全般について3ヶ月といった期間内に接触をする必要があるとの考えであれば、現在、各社が顧客の属性等に応じてサイクルを定めている役席者が行う面談等についても3ヶ月のサイクルで考える必要があるということか。 ⇒ フォローアップの意味で3ヶ月といった期限を設ける必要があるということではなく、あくまで一定期間における複数の取引についての「約定結果の確認・連絡」については、取引認識の確認が目的であることから、3ヶ月を目処に実施する必要があるのではないかという考えである。 ・ 「約定結果の確認・連絡」について、取引の都度の連絡ではなく、一定期間における複数の取引についての連絡をまとめて行うことを認めることは、必ずしも現行ガイドラインの緩和措置と言えないのではないかと。意見提出会社からの意見にもあるように、約定直後に約定連絡を行っても、高齢顧客より「約定した覚えはない」との申し出はなく、むしろ時間が経過すると取引の認識等が低下する場合もあるとのことであれば、約定直後の連絡ではなく、一定の期間を空けた方が効果的に確認できるということも十分あり得ると考える。高齢顧客の実態等を踏まえながら、高齢顧客にとって何がベストのガイドラインであるかということを考えていただきたい。 ・ 今回の提案の趣旨は、「約定結果の確認・連絡」を行う際に、一定の期間を空けることについて、前向きにとらえたものだと考える。取引の都度の連絡又は一定の期間を空けて連絡を行うことのどちらが良いかといったことを議論

するのは有益ではないと考える。協会員によって高齢顧客に対する判断が異なることも十分あり得ることから、どちらの方法が実効的であるかの判断等は協会員の裁量に委ねることし、どちらの方法を選択したとしても非難されないとといった実用的な改正を検討してはどうかと考える。

⇒ 高齢者ガイドラインの制定に当たっては、協会員のみならず多くの方々からご意見を頂戴しており、世間の関心も高いと認識している。今回の改正の趣旨が、協会員以外からどのように見えるのかといった点は重要であると認識している。また、今回の改正案が、単に協会員の手続きを簡素化したいため緩和措置ではなく、「約定結果の確認・連絡」をより充実したものとするための改正であるといった趣旨をしっかりと伝えることが重要であると考え。 (事務局)

- ・ 「約定結果の確認・連絡」を取引の都度の連絡又は一定期間における複数の取引についての連絡をまとめて行うことについては、協会員単位でどちらかの方法を選択するのではなく、高齢顧客に応じて、どちらの方法も選択し得ることを認めていただきたい。
- ・ 現行の高齢者ガイドラインの「約定結果の確認・連絡」の記述においても、連絡のタイミング等については各社の裁量に任せられていると理解している。そのような中で、3ヶ月といった期限を高齢者ガイドラインに追記することにより弊害が生じることも想定されることから、現行どおりで良いと考える。その意味ではC案に賛成する。
- ・ 現行を維持することについても合理性があると考え。一方、A案を採用することにより、現行ガイドラインでは如何様にも読めることから、一定期間における複数の取引についての連絡をまとめて行うことが認められていないのではないかという懸念が払しょくされる効果もあると考える。つまり、取引の都度だけではなく、一定期間における複数の取引についての連絡をまとめて行うことも選択できることの明確化を図ることで、「約定結果の確認・連絡」に柔軟性を与える効果も考えられるのではないか。
- ・ 「約定結果の確認・連絡」の制度趣旨である高齢顧客の取引認識の確認の方法としては、取引ごとに約定直後に連絡を行う方法も有用であると考えられるし、約定直後には十分な取引認識をもっている高齢顧客に対しては、一定の期間を空けて複数の取引をまとめて連絡することも効果的な確認であると考えられることから、当社はA案に賛成する。また、一定の期間を空けて複数の取引をまとめて連絡する場合に期間を明示しないことは、長期間にわたり「約定

	<p>結果の確認・連絡」を行わない協会員が出てくること等も想定されることから、3ヶ月といった期限を明示することは必要と考える。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ B案は、「約定結果の確認・連絡」の趣旨と役席者による面談等の趣旨が混在・重複しているように感じる。また、協会員では、当該面談等のサイクルについては、顧客の属性等に応じて、6ヶ月や1年と定めていると認識しているが、当該面談等のサイクルが1年であった場合に、当該面談等において「約定結果の確認・連絡」を行うことは実効的でないと考える。 ⇒現状、各協会員において役席者による面談等のサイクルを定めており、そのような中、当該面談等において「約定結果の確認・連絡」を行うことは摺合せが悪くなるというご意見と理解した。 ・ それでは、本日の委員の皆様方よりいただいたご意見を踏まえると、A案又はC案の方向で検討することとし、引き続き協議することとする。 <p>3. 「インターネット取引における自主規制のあり方に関する懇談会」を受けた対応（インターネット取引に関するQAの明確化）について</p> <p>事務局から資料2のとおり、本年4月25日開催の「インターネット取引における自主規制のあり方に関する懇談会」へ報告する、高齢者ガイドラインのインターネット取引に関するQAの明確化について、本ワーキング・グループにおける検討結果の説明を行った。</p> <p>(主な意見等) 特に意見なし。</p> <p style="text-align: right;">以 上</p>
5. その他	※本議事要旨は暫定版であり、今後、内容が一部変更される可能性があります。
6. 本件に関する 問い合わせ先	自主規制企画部（03-3667-8470）